

一部改正 2008年 4月 1日

(目的)

第1条 科学研究費補助金(以下「科研費」という。)等競争的資金による研究において、本学が直接雇用するポスト・ドクター(以下「P・D」という。), リサーチ・アシスタント(以下「R・A」という。), 研究支援者, 研究補助者の総称を科学研究費補助金等競争的資金研究補助員(以下「研究補助員」という。)と定め, 必要な事項を定める。

(P・D)

第2条 P・Dは, プロジェクトにおいて一定の補助的な職務を分担して, 研究に従事する者をいう。

2 P・Dは, 原則として博士の学位を有する若手研究者とする。

(R・A)

第3条 R・Aはプロジェクトの研究補助者として従事するものをいう。

2 R・Aは原則として, 大学院博士後期課程の在學生とする。

(研究支援者)

第4条 研究支援者は研究プロジェクトを推進する上で必要に応じて, 専門分野で他に秀でた技術をもつ学外の研究者等とする。

(研究補助者)

第5条 研究補助者は研究プロジェクトを推進する上で必要な研究者等とする。

(選考と任期)

第6条 研究補助員の選考は競争的資金の研究代表者が選考し, 総長が委嘱する。

2 研究補助員の任期は原則1年とする。ただし, 4回を限度として再任することができる。なお, 本規定における異職種での再任はできない。

(給与等)

第7条 研究補助員の給与等は次のとおりとする。

(1) 本俸は次により支給する。

a. P・D, 研究支援者及びR・Aは法政大学学術研究高度化推進事業研究所研究補助員に関する細則に準ずる。

b. 研究補助者は年齢経歴等を勘案し, 研究代表者が決定する。

(2) 通勤費以外の手当及び賞与は支給しない。

(3) 退職金は支給しない。

(4) 法政大学年金規程による年金制度には加入しない。

(服務)

第8条 P・D, 研究支援者の勤務日は週5日とし, 研究補助者の勤務日は週5日以内とする。

2 R・Aの勤務日は特定せず, 勤務時間週15時間を上限とする。

(採用の申請)

第9条 外部資金により採用する場合は, 採用申請時にその旨を明示しなければならない。

(社会保険)

第10条 P・D, 研究補助者及び研究支援者は法の定めるところにより健康保険, 雇用保険, 介護保険及び厚生年金保険に加入する。

(人件費の清算)

第11条 外部資金を人件費に充当する場合は、当該年度の社会保険法人負担分を含む人件費相当額を年度末までに清算しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、総長の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は2007年4月25日から施行する。
- 2 この規程は2008年4月1日から一部改正し施行する。

(追41)